

国家戦略特区の 活用事例

～岩盤規制改革による社会課題解決～

-令和3年版-



内閣府
Cabinet Office

国家戦略特区とは？

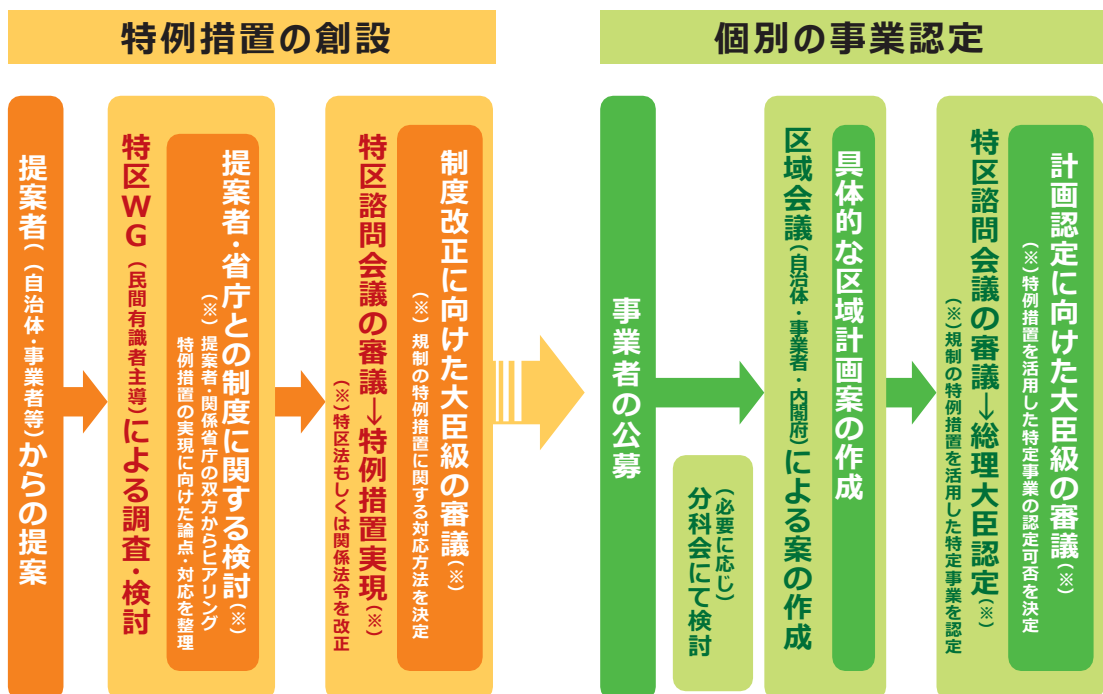
- 「国家戦略特区」は、“世界で一番ビジネスをしやすい環境”を作ることを目的に、地域や分野を限定し、**大胆な規制・制度の緩和**や税制面の優遇を行う規制改革制度です。
- 国家戦略特区を突破口に、あらゆる**岩盤規制**を打ち抜いていきます。

国家戦略特区は、岩盤規制を突破する「**特例措置の創設**」と、実現した特例措置を実際に活用する「**個別の事業認定**」の二つのプロセスがあります。

「**特例措置の創設**」のための**提案**は、誰でも行うことができ、随時募集を行っております。

「**個別の事業認定**」では、国家戦略特区に指定された自治体が、実現した特例措置を活用し、**国際競争力の強化と地域の課題解決**につなげていきます。

また、国家戦略特区で実現した**特例措置**は、**全国で活用できるよう**、関係省庁と連携し、積極的に全国展開を進めています。



国家戦略特区の指定区域



国家戦略特区では、10区域が指定されており350を超える事業が認定されています。

国家戦略特区は、今後も大胆な規制・制度の緩和の突破口となる区域の拡大を進めてまいります。

- 1次指定 <平成26年5月1日>
- 2次指定 <平成27年8月28日>
- 3次指定 <平成28年1月29日>
※区域指定の政令施行日



国家戦略特区の特例措置

分野	規制改革例
都市再生	☒ 都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し ☒ エリアマネジメントの民間開放（道路の占用基準の緩和）
創業	☒ 外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置 ☒ NPO法人の設立手続きの迅速化/外国人等支援人材の活用
外国人材	☒ 外国人等支援人材の活用 ☒ 創業人材等の多様な外国人の受入れ促進
観光	☒ 滞在施設の旅館業法の適用除外 ☒ 古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外
医療	☒ 国際医療拠点における外国医師の診察・外国看護師の業務解禁 ☒ テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例
介護	☒ ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例
保育	☒ 都市公園内における保育所等設置の解禁 ☒ 「地域限定保育士」の創設
雇用	☒ 雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置 ☒ 高齢者等に対する重点的な就職支援
教育	☒ 公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置）
農林水産業	☒ 企業による農地取得の特例 ☒ 農家レストランの農用地区域内設置の容認
近未来技術	☒ 電波に係る免許発給までの手続きを大幅に短縮

巻末に特例措置一覧を記載

国家戦略特区で
実現した特例措置

(令和2年10月末時点)

111項目

特区70項目※+全国展開41項目

全国展開した特例措置は全国どの自治体でも活用できます！

※国家戦略特区の仕組みを使って構造特区で措置したものを含む

次のページから、
代表的な活用事例を、
ご紹介します！



古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外

概要

規制緩和前

旅館業法により、宿泊施設一棟ごとに、フロントの設置が求められており、古民家らしさを活かした宿泊施設運営が難しかった

規制緩和後

一棟ごとのフロント設置義務を緩和し、フロントを集約することが可能となり、古民家の宿泊施設としての活用を後押し

(平成26年3月～)

イメージ

丹波篠山市の古民家宿泊施設「NIPPONIA」



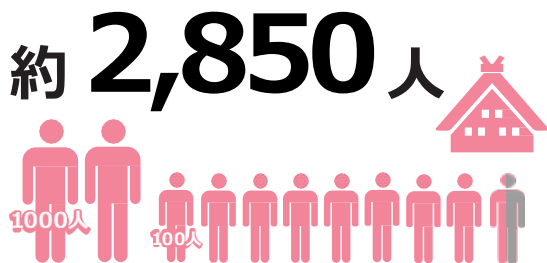
■ 外観

一棟ごとのフロント設置義務を緩和



定量効果

令和元年度の宿泊者数



令和元年度の売上高

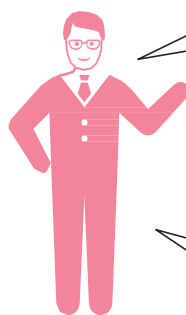
12,137 万円



定量効果算出の考え方:

- 宿泊者数売上高ともに兵庫県(丹波篠山市)・養父市の合計値。

関係者の声



自治体担当者

高級な価格帯であっても、風情のある古民家に泊まりたいというお客さまが来ることにより、今までとは異なる客層が地域にお金を落としてくれるようになりました。

空き家が問題になっていましたが、古民家宿泊施設をきっかけに、空き家を利用したカフェ等がオープンしました。

規制緩和に向けた取組と流れ

背景

- 空き家化や老朽化が進み、維持できず失われる古民家が増える中で、日本の伝統文化、地域の風情を色濃く残す古民家を、宿泊施設として活用し、国内外の観光客の呼び込み、日本文化の発信などに役立てる動きが各地で活発化。
- しかし、各宿泊施設、すなわち古民家ごとへのフロント設置義務などの規制が実現の障害に。
- 丹波篠山市では、自治体と古民家再生の実績を持つ事業者が中心となり、城下町エリアや集落に点在する複数の古民家の一つの宿泊施設に見立て、観光客が地域の文化や歴史を実感できる構想について、地域住民とともに協議。
- フロントの集約による経営効率化の効果や、宿泊客への緊急時対応などの安全対策、資金面の課題などについて検討。

規制緩和に向けた検討

規制緩和の内容

棟ごとにフロントの設置を求める旅館業法の規制が、コスト面や、古民家らしさを活かしたサービス面で、古民家の宿泊施設化のハードルの一つに。

ここを工夫！

- 👍 ビデオカメラの各棟への設置や、複数の古民家施設から緊急時に内線電話を受けるなど安全確保対策を実施。
- 👍 事業の立ち上げに際し、ファンドや市の補助金の活用など、初期費用に係る資金調達を工夫。

特区に限定し、条例で指定された古民家については、ビデオカメラの設置など一定の要件の下、古民家各棟へのフロント設置義務を緩和！

成果

- 国内外からの観光客の増加、飲食や地場製品の販売など一体となった地域活性化の促進とともに、空き家問題の解消なども前進。
- 本特例措置については、平成30年6月に旅館業法施行令・施行規則が改正され、全国措置化。

地域における自家用車を使った有償運送サービス※

※自家用自動車を使い料金をもらって観光客等を運ぶサービス

概要

規制緩和前

住民ドライバーが、自家用自動車（以下、「自家用車」という）を使い、料金をとって観光客を運ぶことは禁止

規制緩和後

法令に基づき一定の条件の下、主に観光客について、**自家用車を使い料金をとって運ぶ有償運送サービスが可能に**
(平成28年5月～)

イメージ1 養父市で始まった観光客向け運送サービス「やぶくる」 マイカー運送ネットワーク「やぶくる」



- 観光客などが電話で配車を依頼し、連絡を受けた「登録住民ドライバー」が自家用車で運送サービスを行う。
- 但し、その活動エリアについては、地域の公共交通機関とよく調整した上で設定。

養父市での期待



自治体担当者

観光スポットが広い市域に点在しているため、公共交通では対応しきれない場合があります。こうしたケースを有償での運送でカバーしていきたいです。



市内
タクシー事業者

タクシー事業を行うことが難しい地域もあります。住民ドライバーによる安全なサービスができるよう運行管理に協力しながら、地域で力を合わせて、取り組んでいます。

イメージ2 日間賀島観光協会による運送サービスの概要

島内の循環運送に利用されるバス



- セントレア（中部国際空港）も近く、夏は外国人も含め観光客が増加し、島内の移動手段が不足。
- ニーズの高い時期に、日間賀島の西浜を起点・終点として、島内を循環する観光客向けの路線を、観光協会のバスを活用して開設。

日間賀島での期待



観光協会

島内の運送を、各旅館が無料で提供するには限界があります。持続的な運送のあり方を考えていきたいです。



自治体担当者

夏場は多くの観光客が島を訪れます。特に、子供が島内を歩いて移動するのは大変なので、お子様連れの方々への力になれば嬉しいです。

規制緩和に向けた取組と流れ

背景

- 養父市：産業遺産の明延鉱山、ハチ高原、古民家宿泊施設など多くの観光スポットがあるが、山間部にあるこれらのスポットを巡るための交通手段が不足。
- 日間賀島：セントレア空港から近い地の利を生かし、夏の繁忙期には外国人を含め観光客が増えているにもかかわらず、東西に分かれた観光スポットを一巡できるような島内観光のための交通手段がない。

規制緩和に向けた検討

- 養父市：自治体、地元のバス・タクシー事業者が、自家用車を活用した運送サービスの開始に向け協議会を設立。関係事業者間で、あるべき交通手段について徹底議論。
- 日間賀島：自治体と地元の観光協会が、観光協会を主体とする自家用車（マイクロバス）を使ったサービス提供の可否について、検討を開始。

道路運送法では、主として観光客を対象とする、自家用車による運送サービスは認められていなかった。

ここを工夫！

- 👍 バス、タクシーなど地元関係事業者だけでなく観光関連団体、地域自治組織を含めたNPOを設立し、事業を運営することで、新たな観光ルートの提案や施設連携が可能に。
- 👍 安全性の担保のために、住民ドライバーにはタクシー事業者による面接・講義の実施と、運行ごとに行う遠隔点の仕組みを整備。

規制緩和の内容

特区に限定し、
自家用車を活用した、主として観光客向けの運送サービスが、
平成30年5月に、養父市で初めて事業を開始！

成果

- 養父市：13名の住民ドライバーが運送事業に参画。タクシー事業者と住民の連携により、タクシー会社の対応が困難な地域におけるニーズに十分対応できる仕組みが実現。利用件数は増加傾向。
- 日間賀島：学校が休みの時期のスクールバスの運転手さんや、閑散期の漁師さんなども参加。地域の実情に即したビジネスとしても、楽しい事業モデルに。

試験や創薬のためのiPS細胞から製造する 試験用細胞等の製造への血液使用の解禁

概要

規制緩和前

業として、ヒトの血液を原料とした試験用細胞等の製造は認められておらず、血液由来のiPS細胞を活用した新薬開発(創薬)の課題となっていた

規制緩和後

採血した血液から作られたiPS細胞による試験用細胞等の製造が認められ、新薬開発が加速(平成27年7月～)

イメージ 京都府におけるiPS細胞から製造する試験用細胞等の事業イメージ



実績・効果



アルツハイマー、パーキンソン病の2疾患について、26件のiPS細胞※の製造に貢献

今後



難病の創薬コスト低下が期待される
アルツハイマーやパーキンソン病など、様々な創薬ニーズの高い分野に大きく貢献



日本の製薬企業の競争力向上

※疾病を有する患者のiPS細胞を複製することで、創薬時の薬効確認や毒性検査をより効果的に実施可能。
平成28年度で8件、平成29年度で16件、平成30年度で2件の試験用細胞等を製造。

関係者の声



製薬業界

今回の規制改革によって、新たな医薬品の開発が期待されるだけでなく、薬効評価や安全性評価の精度向上にも寄与しており、有用な取組となっています。



自治体担当者

再生医療技術のさらなる普及には、細胞加工・培養・評価・保存・輸送といった多様な産業を巻き込み、取組を進めることが必要で、関連産業の振興にも大きな期待が寄せられています。

規制緩和に向けた取組と流れ

背景

- iPS細胞は、京都大学山中伸弥教授がノーベル賞を受賞したことで有名な、体の様々な組織や細胞に変化することができる革新的な細胞。
- iPS細胞を用いた再生医療や創薬研究発展のため、iPSポータル社を設立。iPSポータル社は、大学研究機関と共同でiPS細胞による試験研究用の細胞を製造し、新薬等の開発に取り組む製薬、ヘルスケア関連、培養素材機器メーカー等に、有償提供する仕組みを整備。
- 「法律の規制上、患者に負担の大きい臓器や皮膚からの試験用細胞の製造しかできず、よりコスト・負担の少ない製造方法が課題に。
- このため、京都府とともに、採血された血液から作られたiPS細胞による試験研究用細胞の製造を認める血液法の規制緩和を検討。

規制緩和に向けた検討

規制緩和の内容

血液法は、血液の適正な利用及び採血者の保護の観点から、業として、血液を原料とした試験研究用細胞等の製造を目的とした採血は原則禁止。

ここを工夫！

- 👍 iPSポータル社の事業実施に当たっては、事業の中立性と公共性を確保するため、製薬、分析・計測、金融など様々な分野の民間企業に加え、京都府、京都市も参画。
- 👍 専門家の参画など、専門性・信頼性を確保し、血液法の趣旨を踏まえた事業体制を確立。

特区で事業計画を認定された事業者に対して、
業として、iPS細胞による試験研究用細胞等の
製造を目的とした採血を解禁！

成果

- 創薬にかかる費用の大幅な低減が期待される本分野において、治験者数の確保に力を入れる欧米に対し、多様な試験研究用細胞を用いることによる創薬コストの軽減を図ることで国際競争力を強化。
- 創薬コストの低減は、薬剤費の削減も期待される。関連産業へのiPS細胞の積極的な活用普及と連携拡大を推進。
- 本特例措置については、令和元年12月に血液法が改正（令和2年9月1日施行）され、全国措置化。

テレビ電話等を使った薬剤師の服薬指導の解禁

概要

規制緩和前

処方薬の販売に当たっては、薬局での、薬剤師による対面での服薬指導が義務付けられ、テレビ電話等による服薬指導を認められていなかった

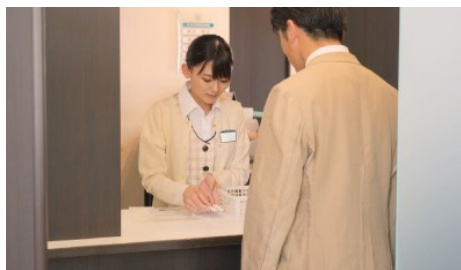
規制緩和後

テレビ電話等を活用した遠隔服薬指導が解禁となり、薬局に行かずに薬を受け取ることが可能に（平成28年5月～）

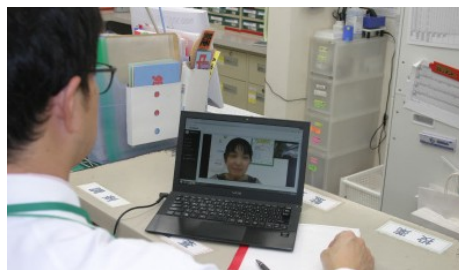
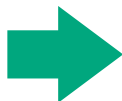
イメージ テレビ電話等を活用した遠隔での服薬指導のイメージ

- ① 患者はテレビ電話等で受診（オンライン診療）
- ② 医療機関から薬局に処方箋を送付
- ③ 薬剤師はテレビ電話等を使って服薬指導
- ④ 薬局は患者に薬を送付

自宅にいながら薬を受け取ることが出来る
↓
薬局に行く必要がなくなり、患者の負担が大幅に軽減



薬剤師との対面での服薬指導（規制緩和前）



テレビ電話等を活用した服薬指導（規制緩和後）

実績（～令和2年9月）



3つの特区の過疎地等で実施（登録薬局数72）

関係者の声

テレビ電話の活用により、患者さんと継続的に連絡が取れ、コミュニケーションが以前に比べて密になりました。また、遠隔での服薬指導は在宅訪問に比べて、移動にかかる時間や体力の負担が小さくなり、業務が効率的になりました。



薬剤師

範囲の拡大（令和元年9月～）



一定の要件を満たせば、都市部でも実施できるように

（千葉市、福岡市で令和元年12月に初めて実施）

近くに薬局がない中、慢性疾患の診察のために、継続的に診療所や薬局を訪問することは負担になっていました。遠隔でのやり取りによって、継続的な治療にかかる負担が小さくなり、大変助かっています。



利用者

規制緩和に向けた取組と流れ

背景

- 通院せずにオンライン診療を受けた場合であっても、薬を受け取るためには、薬剤師から対面で服薬指導を受けることが必要。
- 離島や過疎地では、通院や薬局での薬の受け取りが不便。薬剤師が患者宅まで訪問しているケースも。

規制緩和に向けた検討

- 養父市：市内の医療機関、薬局、医師会などと、テレビ電話等を使った服薬指導に関するニーズやサービス形態等について協議。
- 千葉市：都市部にも、子育て世代や就業者層など、テレビ電話等による遠隔服薬指導のニーズが存在。そこで、医療機関や事業者などと、遠隔服薬指導のニーズ調査と事業形態の検討を開始。

規制緩和の内容

薬機法は、処方薬の販売に当たり対面による服薬指導を義務付けており、テレビ電話等による服薬指導を認めていなかった。

ここを工夫！

- 👍 離島・過疎地などで、相対的に薬剤師の数が少ないなど、薬局側にもメリットがあるような事業対象条件を関係者と調整。
- 👍 ニーズを精査し、都市部でも、かかりつけ医と連携したかかりつけ薬剤師を軸に、治療中断を生じさせない仕組みを検討。

事業につき区域計画の認定を受けた特区内の薬局を対象に、**テレビ電話やタブレット等による遠隔服薬指導を解禁！**

成果

- 自宅にしながら医療を受けて薬を受け取ることが可能となり、患者の負担が軽減。薬剤師が患者宅を訪問する必要がなくなり、薬局側の負担も軽減。
- 特区での実証状況等を踏まえ、患者にとってより便利な方法や薬局がより効果的に取り組める体制を検討。

ユニット型指定老人福祉施設設備基準に関する特例

概要

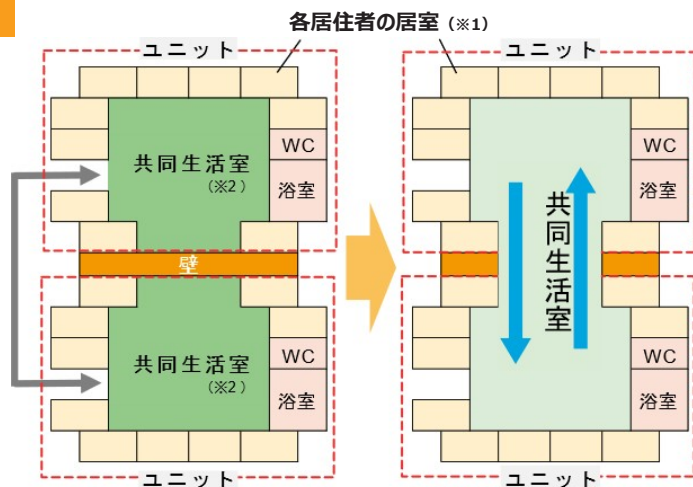
規制緩和前

ユニット型老人ホームでは、ユニットごとに共同生活室を備え、かつ、定員を概ね10人以下とする基準

規制緩和後

2ユニットで1つの共同生活室を認めることにより、介護業務の効率化やスペースを必要とする介護ロボットの実証実験が実現（平成28年3月～）

イメージ



※1居室の広さは1人当たり10.65㎡以上
※2共同生活室の広さは2㎡×入居定員数以上

介護ロボットの例



屋内移動支援



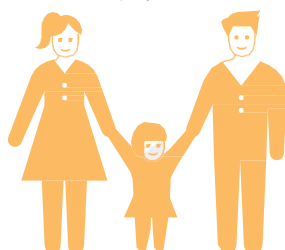
歩行リハビリ支援

関係者の声



介護士

2つのユニットを共同運営することで、介護業務の効率が良くなっています。例えば、片方のユニットに入居者さんを集めてレクリエーションを行っている間に、もう片方のユニットの掃除やシーツ交換等を行うことができます。



入居者家族

入居者さんは社交的な方ばかりではないので、隣のユニットの方との交流が苦手な場合もあります。そういう方には、隣のユニットの方が来られる時はご自身の個室で静かに過ごしていただく等、個別に配慮しています。

おじいちゃん、おばあちゃんが快適に、退屈しないように楽しませてあげて欲しいですね。会話ロボットのバルコでのレクリエーションは楽しみにしているみたいですし、隣のユニットの方との交流も楽しそうにしているようです。（施設長からの聞き取り）

規制緩和に向けた取組と流れ

背景

- 全国の政令指定都市の中で高齢化率が最も高く（30.5%）、人口減少も進む北九州市では、介護現場を支える人材の確保に強い危機感。
- 他方、市内には、世界的に知られるロボットメーカーや次世代ロボット開発を推進する学術研究機関が多数立地。

規制緩和に向けた検討

- ロボット産業集積の強みを生かし、ロボットを活用した先進的な介護に向けた実証実験の検討を開始。
- 自立支援に向け、共同生活室を備えたユニット型老人ホームにおいて、移動・歩行を支援するためのロボットを使った実証実験を想定。
- ユニットごとに区切られた共同生活室では、歩行訓練に向けた十分なスペースが確保できず、壁があることがロボット移動や職員の負担に。



ユニットごとに共同生活室を設置し、ユニットごとの定員が概ね10人以下とされている中では、ロボットを活用した実証実験に制約。

ここを工夫！

- 👍 効率的・効果的な実証実験のため、入所者と介護職員双方の視点からロボットの種類を選定。
- 👍 介護の質を維持するためのマニュアル作成や、安心・安全に介護ロボットを使用するため介護職員向け講習会を実施。

2ユニットを一単位とした共同生活室の運用を認めることにより
介護業務の効率化や介護ロボットのより効果的な実証実験を実現！

規制緩和の内容

成果

- 現場の介護士の大幅な時間的・身体的な負担軽減が実現。ロボットを活用した先進的介護の実現に向けて前進。
- 本特例措置を通じて介護ロボットの有用性が実証されており、介護ロボット産業の市場拡大に期待。

都市公園内における保育所等設置の解禁

概要

規制緩和前

都市公園法により、公園を占有できる施設等を限定しているため、都市公園内に保育所等を設置できなかった

規制緩和後

占有面積等の基準を満たすことにより、**都市公園内に保育所等の設置が可能になった**
(平成27年7月～)

イメージ 都市公園内の保育所等の例



■ にじの森保育園
(東京都立汐入公園) 定員 162人



■ まちのこども園代々木公園
(東京都立代々木公園) 定員 122人



■ いずみ反町公園保育園
(横浜市立反町公園) 定員 40人

定量効果

保育園定員数の増加

約 **1,800人/年**



付加価値額の増加

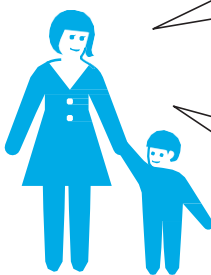
179.3億円/年



定量効果算出の考え方：

- 定員数の増加人数は、特例措置活用の特区政府の平成30年度末の実績。
- 付加価値額の増加額は、1名分の定員が増えるごとに、1名分の就業が増えるものとし、それに一人あたり付加価値額を乗ずることで推計。
- 就業者一人あたりの付加価値額は、名目国内総生産を就業者数で除して算出。いずれも数値は「平成28年度県民経済計算」を使用。

関係者の声



保護者

育休中、子どもを保育園に預けられるか不安でした。
この地域に、新しく保育園ができて、とても助かりました。

広くて自然豊かな公園で、いつも遊ばせてもらえるのがいいなと思っています。



保育士

公園内にある保育園だからこそ、地域の方と密接に関わることができ、見守られながら保育できていると感じています。

広い公園で、四季折々の自然をいつも感じながら保育しています。

規制緩和に向けた取組と流れ

背景

- 待機児童の解消に向け、保育所等の早急な整備を行うにあたり、特に、都市部では、土地が限られ適地が見つからないという課題がある。
- また、園庭が設けられなかった保育所等が、離れた公園に園児を連れていき、公園を園庭代わりに使うといった状況にある。

規制緩和に向けた検討

- 都市公園本来の、緑地の確保や避難所といった機能を維持しつつ、人口減少・少子高齢化社会における再編・利活用のあり方について検討を開始。
- そうした中、先行的に設置されていた都市公園内の体験学習施設において、保育士が常駐し、子育て相談や小さな子どもの一時預りが行われている事例など、公園内の施設が子育て支援に役立っているケースがあることに着目。

公共オープンスペースとしての役割を確保するため、都市公園法は公園内に設置できる施設を限定しており、保育所等の設置は認められていない。

ここを工夫！

- 👍 利用者が比較的に少ないことや、樹木の移植が少なくて済むことなど、設置可能な公園の条件を明確化。
- 👍 騒音や交通安全などへの不安に対しては、地域住民に対する丁寧な説明・コミュニケーションが実施の条件。

施設の外観や構造の基準に加え、
占用面積の基準を満たす場合、
都市公園内に保育所等の整備をすることが可能に！

規制緩和の内容

成果

- 本特例の認定を受けた自治体待機児童数全体の約 3 割に相当する1,811人分の定員を確保（平成31年 4 月 1 日時点）。公園内を広大な「園庭」としてのびのびと遊ぶことができる保育所や、カフェを併設し地域交流の場も兼ねた保育所なども続々と誕生。
- 平成 2 9 年 5 月の都市公園法改正により全国措置化され、現在では全国で約 3 0 の都市公園内保育所が設置。

①農業委員会と市町村の事務分担に係る特例 ②農業生産法人※¹の要件緩和 ③農業への信用保証制度の適用※² ④企業による農地取得の特例※³

※1平成28年4月から「農地所有適格法人」に名称変更し、全国措置化
※2②は平成30年7月から全国措置化
※3④は養父市のみ

概要

規制緩和前

農地を取得できない、農業を営む法人の設立が難しいなど、一般的な企業は、農業に参入しにくい状況だった

規制緩和後

市町村が全面に出る等により、**企業の農地取得を可能にし、農業を営む法人の設立をやすくするなど、企業の農業参入のハードルを下げた**（平成25年12月～）

イメージ 新潟市・養父市で農業に取り組む企業の例



■（株）ローソンファーム新潟

大手コンビニのローソンと提携し特例農業法人を設立。生産したコメを塩にぎりやおにぎり弁当として関東・甲信越のローソン店舗約4,800店にて販売。



■（株）Amnak

酒米を生産。農業未経験の若手職員が、スマート農機を駆使し酒米づくりに取り組む。



定量効果 （養父市）

農業に参入した事業者数

新たに

14社



上記事業者が営農した農地面積

51.7ha



（東京ドーム約11個分）

※東京ドームは約4.7ha

上記のうち、従前耕作放棄地だった農地の面積

22.8ha



東京ドーム
約5個分

定量効果算出の考え方：

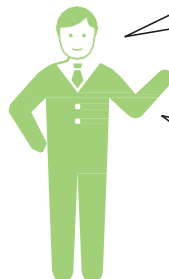
- いずれの成果についても、規制緩和開始～令和2年5月末までの実績を養父市に照会した。

関係者の声



事業者

農地の権利移転に関する窓口が市町村になったので、スピード感をもって営農地を拡大してきました。また、商工業者にとっては、農業資金の調達がしやすくなりました。



自治体担当者

土地を企業に譲りたいという地域住民の声もでてきています。

また、規制緩和をきっかけに、農業委員会が耕作放棄地や農業の担い手不足の解消に、より注力できるようになりました。

規制緩和に向けた取組と流れ

背景

- 人口の減少と高齢化が進む養父市では、離農による耕作放棄地の増加、担い手不足が深刻化。農業衰退が中山間地域の衰退を加速化するとの強い危機感があつた。
- そこで経営のノウハウを持つ企業の活力を農業に活用するための検討を開始。

規制緩和に向けた検討

- 農地移転のための手続きの効率化や、農業参入に必要な農地の取得要件の緩和、資金調達方法などに注目。
- 企業の農業参入を円滑に進めるため、企業と農地所有者の懸け橋となる相談支援体制を検討。

規制緩和の内容

農地法では、農地の権利移動は農業委員会の事務とし、農地の取得は、農地所有適格法人のみが行えるなどとしており、事実上、企業による本格的な農地活用の障害に。

ここを工夫！

- 👍 農地の権利移転事務を、農業委員会から市に移管するにあたり、市と農業委員会の合意を重視。
- 👍 企業が取得した農地が万一適正に管理されないときは、農地の所有権を市に戻して適正管理するスキームを工夫。
- 👍 信用保証協会の保証付き融資の対象を農業にも拡大できるよう、市も応分の負担をすることに。
- 👍 参入企業ごとに市役所職員による組織横断の担当チームを作り、企業と農家の円滑なマッチングをサポートする体制を構築。

構造改革特区からスタートした農地のリース制度に加え、一般企業の農地取得、農業への信用保証、農地の権利移転事務の農業委員会から市への移管等を措置し、企業が農業に参入しやすい環境を整備！

成果

- 市外からも含め、14社の企業が農業に参入。
- 耕作放棄地の解消、雇用の創出などの効果。
- 農地所有適格法人の役員要件の緩和、農業への信用保証制度の適用などが、それぞれ全国措置化。

近未来技術の実証実験を促進するための ワンストップセンターの設置

概要

規制緩和前

自動運転などの近未来技術の実証実験には、複数の関係機関と個別に調整しなければならず、時間と手間がかかっていた

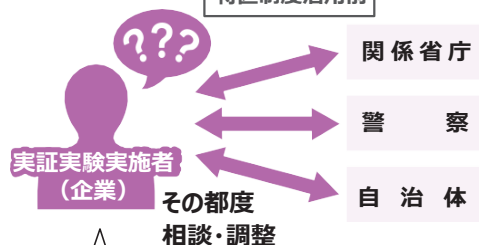
規制緩和後

ワンストップセンターがまとめて相談対応の窓口となり、関係機関と必要な調整を行うことで、負担が軽減し、実証実験が行いやすくなった（平成29年6月～）

イメージ

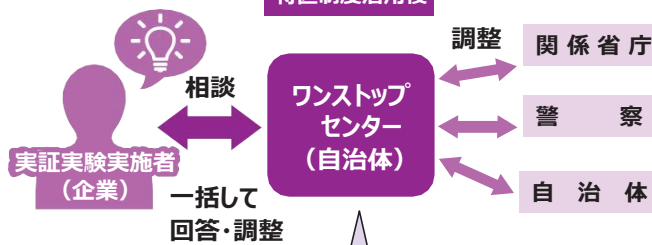
近未来技術実証に関するワンストップセンターのイメージ

特区制度活用前



- どこに何を相談すればよいのかわかりません。
- 関係機関との調整を、個別に行うのは大変そう。

特区制度活用後



- ワンストップセンターが窓口になり、事業者からの相談を受け付けます。
- 関係機関との調整などを一元的に行い、円滑な実証実験をサポートします。

東京都での効果



1年で160件の相談
8件の実証実験を支援

※平成31年4月から令和2年3月末。

自動運転



利用者

公道での実証実験を行いたいと思っても、何をどこに相談すればよいのか、わかりませんでした。新しい取組を実現する上でスピーディに進めることができ、非常に助かりました。

千葉市での効果



1年で54件の相談
9件の実証実験を支援

※平成31年4月から令和2年3月末。



利用者

教育施設の屋根や外壁の老朽化を調査する実証実験を行わせていただきました。実証実験を通じ、ドローンの利便性・有効性が確認できたことで、実際の事業化につながっています。今後ドローンを使った事業が増えていくと考えています。

規制緩和に向けた取組と流れ

背景

- 少子高齢化やインフラ老朽化などの社会課題の解決、新たなビジネスモデルにつながる取組として、自動運転やドローン、AI・IoTのいわゆる近未来技術を活用した実証実験のニーズの高まり。
- 実験の実施には、事業者が複数の関係機関に対し、計画書の提出や、許可の申請などの手続きを行うことが必要。迅速に取組を進める上での課題に。
- 東京都、愛知県では自動車の自動運転、千葉市では都市部におけるドローンの飛行、これらに加えて、新潟市では農業分野に特化した実証実験、北九州市では電波利用、神奈川県、福岡市、沖縄県、仙台市では AI・IoTなどの複数分野での実証実験を検討。
- 各自治体では、こうした取組を支援する相談窓口の設置について検討を開始。

規制緩和に向けた検討

事業者にとって、何をどこに相談すればよいかわからない。また、実際の手続きは、複数の機関と個別の調整を要するなど、時間と手間がかかる。

ここを工夫！

- 👍 構想から実施まで、事業者の相談対応、関係機関との調整、地域への周知などを一括して支援する窓口を設置。
- 👍 国の関係機関（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省）も運営主体に含め、緊密な連携を可能に。

規制緩和の内容

自治体内に「ワンストップセンター」を設置。事業者に代わり、一元的に省庁等と協議・調整を行うことで、**実証実験に向けた手続きがスムーズに！**

《実証実験の事例》

- 東京都、愛知県：全国初の「遠隔型自動運転システム」の公道実証実験を実施（同日実施）。
- 千葉市：ドローンを用いた建築物やインフラ施設の老朽化調査などの実証実験を実施。
- 各地域において円滑に実証実験の実施を支援することで、近未来技術の社会実装を促進。
- 自動車の自動運転、ドローンなど近未来技術の実証実験の迅速化・円滑化を図る地域限定型規制のサンドボックス制度の活用を見据えた相談にも対応。

成果



ワンストップセンター窓口

「スーパーシティ」構想

概要

スーパーシティ構想は、住民が参画し、住民目線で、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指しています。

【ポイント】

①生活全般にまたがる複数分野の先端的サービスの提供

AIやビッグデータなど先端技術を活用し、行政手続、移動、医療、教育など幅広い分野で利便性を向上。

②複数分野間でのデータ連携

複数分野の先端的サービス実現のため、「データ連携基盤」を通じて、様々なデータを連携・共有。

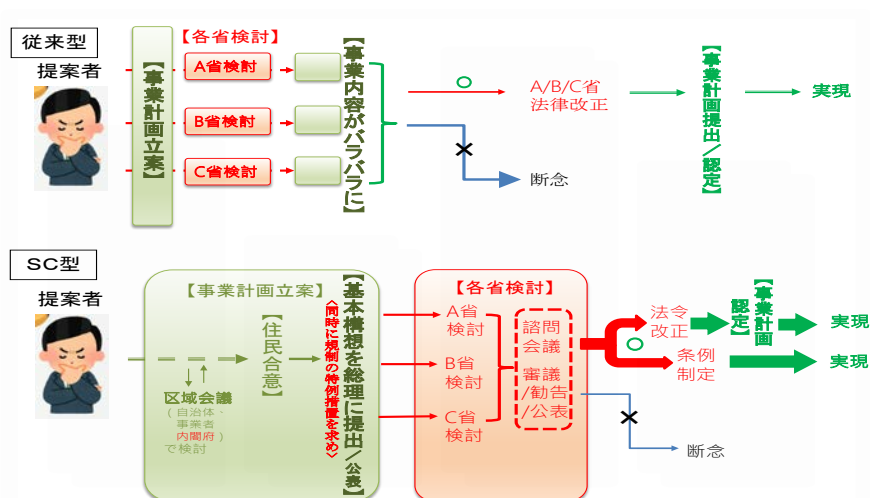
③大胆な規制改革

先端的サービスを実現するための規制改革を同時・一体的・包括的に推進。



事業計画の同時・一体・包括的実現

従来の国家戦略特区制度では、個別のテーマごとに、所管の各省と検討し規制緩和を進めてきましたが、スーパーシティでは、実現を要する複数の規制改革事項を含む事業内容全体を一体的に提案いただき、その案を公表することにより、各省の検討を同時・一体・包括的に進めることを可能としています。



データ連携基盤

スーパーシティ構想の実現において欠かせないのが、各種データを分野横断的に収集・整理し提供する「データ連携基盤」の整備です。データ連携基盤については、複数分野サービス間の連携や、あるいは他の都市との連携・展開をしやすくするためにそのAPIをオープンにするとともに、サイバーセキュリティ対策等の安全管理基準を遵守することが求められています。



* API : Application Programming Interface 異なるソフト同士でデータや指令をやりとりするときの接続仕様

スーパーシティオープンラボ

スーパーシティを目指す自治体と、スーパーシティに参画意向のある事業者の間の知見の橋渡しやマッチングを行うことを目的に、企業がバーチャルの展示ブースを出展することができるS N Sコミュニティを開設しています。

スーパーシティ・オープンラボ（企業マップ）



オープンラボ登録団体数
(令和2年10月31日時点)

198団体

サンドボックス（令和2年度より新たに措置）

地域限定型 規制のサンドボックス制度による自動車の自動運転や無人航空機等の迅速・円滑な実証実験

概要

規制緩和前

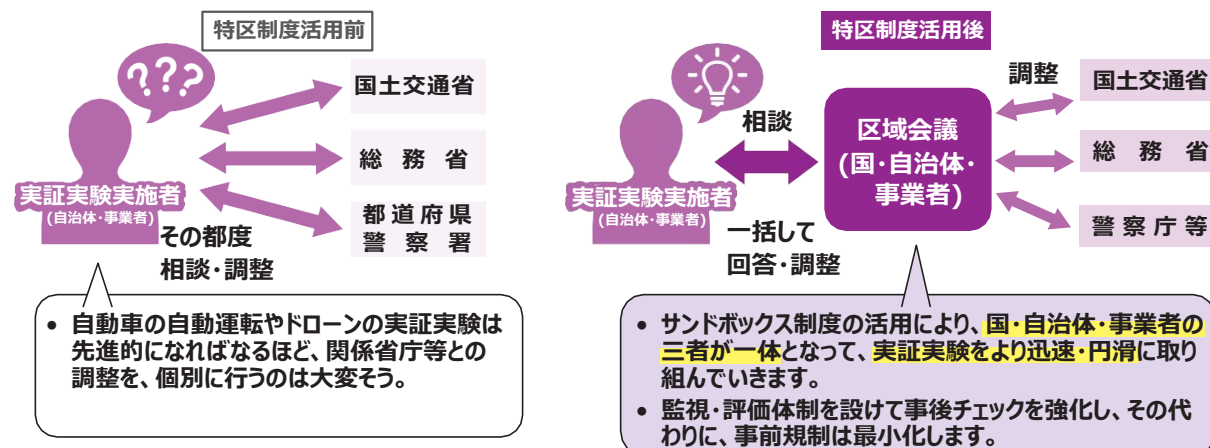
自動車の自動運転や無人航空機（ドローン）の実証実験は、関係省庁等と個別に調整しなければならなかった。

規制緩和後

国・自治体・事業者の三者が一体となり、**区域計画の認定を受けることで、関係省庁等の規制法令の許可等を受けたものとみなすことができるようになった。**

（令和2年9月～）

イメージ サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の計画から実証実験までのプロセス

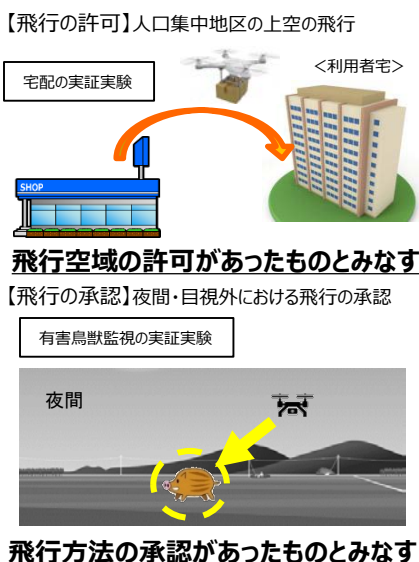


想定される具体的事業

自動運転の場合



ドローンの場合



自動運転やドローンに関連する電波利用の場合



国家戦略特区における課税の特例措置

設備投資促進税制

特区内で設備投資を行う企業を税制支援。（特別償却又は税額控除）

【対象】 国家戦略特区の規制の特例措置の適用を受ける事業又は利子補給金の対象となる指定金融機関から貸付を受ける事業（「医療」、「国際」、「農業」分野の特定事業を行うものに限る。）

【対象設備】 機械・装置（取得価額：2千万円以上）、開発研究用器具・備品（取得価額：1千万円以上）、建物・附属設備・構築物（取得価額：1億円以上）

【特別償却率】 取得価額の45%（建物等23%）

【税額控除率】 取得価額の14%（建物等7%）

所得控除

特区内で創業した企業を、創業から5年間税制支援。（所得金額の20%を控除）

【対象】 国家戦略特区の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業、「医療」、「国際」、「農業」、「一定のIoT等（※）」に関する事業及び新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業

【設立時期】 設立の日（特区指定後の設立）から5年未満

【事業概要】 「専ら」上記の対象事業を営むこと

【区域要件】 特区内に本店又は主たる事務所を有すること
特区外の事業所の従業員合計が法人の常勤従業員数の20%以下 など

エンジェル税制

特区内のベンチャー企業への個人出資を税制支援。

対象企業	主な要件
中小企業 （農業・医療・バイオ分野）	設立後5年未満 売上高営業利益率2%以下
小規模企業 （全分野対象） 従業員概ね20人 （商業・サービス業は5人）以下	設立後3年未満 一定の雇用増加 売上高営業利益率2%以下

指定会社から発行される株式を振込みにより取得した個人に対して、取得金額（8百万円限度）と、総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除。

※一定の雇用増加とは、投資契約時点で設立時以上、かつ前事業年度末より2人以上（商業・サービス業は1人以上）増加

再開発事業への土地供給者に対する軽減税率等

特区内で再開発事業を行う場合の土地等の譲渡を税制支援。

【対象】 特区内で、一定の規制の特例措置の適用を受け、高度な医療や国際分野に関する一定の公益的施設の整備、又は専ら公益的施設に供する建築物の整備を、500㎡以上の面積の土地に実施する者に対し土地を譲渡する者

【所得税】長期譲渡所得15%⇒10% 【個人住民税】5%⇒4%

【法人税】法人重課（譲渡益の5%）の適用除外

国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置

特区内で民間都市再生事業を実施する場合、都市再生緊急整備地域において行われる都市再生事業とみなして税制支援。（登録免許税の軽減等）

【所得税、法人税】5年間25%（50%）割増償却

【登録免許税】0.4%⇒0.35%（0.2%）

※（）内は、特定都市再生緊急整備地域内の場合

【不動産取得税】都道府県条例で定める割合を課税標準から控除

【固定資産税、都市計画税】市町村条例で定める割合を課税標準から控除

国家戦略特区特例措置一覧

(令和2年10月末時点)

分野	規制改革事項	概要
都市再生	容積率・都市計画 ワンストップ	都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し等の8つの規制改革 - 居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、各種認可（6つ）をワンストップ化。 - 特別用途地区内において、コンベンション施設などの迅速な整備を促進するため、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続き不要（用途緩和のワンストップ）。 - グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進するため、区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和。
	エリアマネジメント	エリアマネジメントの民間開放(道路の占用基準の緩和) 国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件の適用を除外。
	航空法	航空法の高さ制限に係る特例 建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示した上で、具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続きを進めることとする。
	公社管理道路 (構造改革特区)	民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化 地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。
	建築物用地下水の採取	建築物用地下水の採取規制地域における冷暖房利用の特例 自治体がリスク管理のための措置を講ずる場合に、実証試験を通じて地盤沈下等が生じないことが確認された帯水層蓄熱技術に対して、地下水の採取に関する特例措置を設ける。
創業	開業ワンストップ	外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置 外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。
	公証人	公証人の公証役場外における定款認証 公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。
	空港アクセス	空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和 ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際の上限認可を届出とし、運行計画設定の際の届出期間を(30→7日前)短縮。
	官民人材	官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化 - スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国の行政機関の職員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の期間を通算。 国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、「人材流動化センター(仮称)」を設置し、労働市場の流動性向上、スタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を行う。
	NPO	NPO法人の設立手続きの迅速化 ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続における申請書類の縦覧期間(現行1か月)を大幅に短縮。
	信用保証(一般社団等)	一般社団法人等への信用保証制度の適用 一般社団法人及び一般財団法人に関して、金融機関から円滑に資金調達出来るようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。
	テレワーク	多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター」の設置 テレワーク等多様な働き方を普及させることにより、企業の働き方改革を推進し優秀な人材を確保するとともに、生産性を高め、企業の国際競争力を強化するため、国と地方公共団体が連携し、テレワークを導入しようとする企業等に対する各種相談支援をワンストップで行う「テレワーク推進センター」を設置する。

分野	規制改革事項	概要
外国人材	家事支援外国人材	外国人家事支援人材の活用 女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。
	創業外国人材	創業人材等の多様な外国人の受入れ促進 創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和。
	クールジャパン外国人材	クールジャパン外国人材の受入れ促進 - アニメ・ゲーム等のクリエイターや和食料理人材など、クールジャパンに関わる外国人の活動を促進するための施策の推進、情報提供等を行う。 クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進 - クールジャパン・インバウンド対応分野の外国人材に係る受入れ要望がなされた場合に、区域会議において、関係府省及び関係自治体が一体となって協議・検討し、現行の上陸許可基準の代替措置を設けることにより、専門的・技術的分野の外国人材がより柔軟かつ適切に入国・在留・就労する機会の拡大を図る。
	外国人雇用相談	外国人を雇用しようとする事業主への援助(相談センターの設置) 国家戦略特別区域会議の下に、専門の弁護士・行政書士などで構成される相談センターを設置し、企業等に対し各種相談や情報提供等を行うとともに、在留資格の許可・不許可に係る具体的事例の整理・分析を行う。
	農業支援外国人材	農業支援外国人材の受入れ 産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人の人権にも配慮した適切な管理体制の下、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などにも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする。
	高度人材ポイント制	高度人材ポイント制にかかる特別加算の項目新設 より高度な外国人材の受入れを積極的に推進するため、出入国管理上の優遇措置を講ずる「高度人材ポイント制」において、地方公共団体が創業等を支援する企業等に就労する外国人へ、新たに特別加算を実施する特例措置を実施する。
	海外大学卒業留学生	日本語教育機関卒業後の就職活動期間の延長 一定の要件の下、海外大学等を卒業した留学生が日本語教育機関卒業後も就職活動の継続を希望する場合に、就職活動継続のための在留資格を最大1年間認める。
	創業外国人材 (事業所確保の特例)	創業外国人材の事業所確保要件の緩和 外国人による創業活動をさらに促進するため、創業外国人材の特例措置を活用し入国後、初回の在留資格更新時に、在留資格「経営・管理」に必要な確保すべき事業所について、自治体が認定するコワーキングスペース等についても最大1年間認める。
	創業外国人材 (在留資格「留学」からの資格変更)	外国人留学生の創業活動の促進 意欲と能力ある外国人留学生の創業を促進するため、地方自治体等が一定の要件を確認した場合、在学中及び卒業後に帰国することなく創業外国人材の特例措置に基づく「経営・管理」への在留資格変更を認める。
観光	旅館業法	滞在施設の旅館業法の適用除外 国内外旅行者の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき3日から10日間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。
	旅館業法(宅建法)	旅館業法の特例対象施設における重要事項説明義務がないことの明確化 国家戦略特区における旅館業法の特例の対象となる滞在施設には宅地建物取引業法の適用はなく、滞在者への重要事項説明が不要であることを明確化。
	自家用自動車	過疎地等での自家用自動車の活用拡大 過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定できるようにする。
	出入国手続き	民間と連携した出入国手続き等の迅速化 外国人観光客に対する空港等での手続を迅速・快適なものにするため、出入国に際して必要な手続について、民間事業者等との十分な連携の下、必要な施策を講ずる。

国家戦略特区特例措置一覧

(令和2年10月末時点)

分野	規制改革事項	概要
観光	道の駅	道の駅の設置者の民間拡大 国家戦略特区においては、「道の駅」の設置主体を、市町村又はそれに代わり得る公的主体に限らず、市町村との協定の締結等を前提に、民間事業者に拡大する。
	旅行業務取扱管理者試験	農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除 観光庁長官が実施する研修を終了した者について、地域のニーズに応じて国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除する。
医療	外国医師	国際医療拠点における外国医師の診察・外国看護師の業務解禁 二国間協定に基づく外国医師の受入れについては、協定を締結している国ごとに外国医師人数や診療を実施する医療機関に制限があるところ、「外国医師人数枠の拡大」や「外国医師が診療可能な医療機関の拡大（追加指定）」を認める。
	臨床修練	外国医師診療所 臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。
	病床	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認 都道府県は、世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて許可することが可能。
	保険外併用	保険外併用療養の拡充 臨床研究中核病院等と同水準の国際医療拠点において、医療水準の高い国で承認されている医薬品等であって国内未承認のもの又は海外承認済みか否かに関わらず国内承認済みの医薬品等を適用外使用するものについて、保険外併用の希望がある場合に、速やかに評価を行う。
	医学部	医学部の新設 「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針（平成27年7月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省決定）」に従い、国際的な医療人材の育成を目的とする医学部を、一校に限り特例的に設置認可の対象と出来る。
	医療法人	医療法人の理事長要件の見直し 医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。
	粒子線	粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例 海外への粒子線治療の普及と日本製診療用粒子線照射装置の輸出促進を図る観点から、粒子線の治療に係る研修を目的として、外国の医師・看護師又は診療放射線技師や、上記と共に放射線物理学の専門家が入国する場合、在留期間を最長2年とする。
	遠隔服薬指導	テレビ電話等を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例 - 特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話等を活用した服薬指導を行うことができる。 テレビ電話等を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例(実証的実施の拡大) - かかりつけ薬剤師・薬局であること等を示す一定の要件を満たす場合に、都市部でテレビ電話等を活用した服薬指導を行うことができる。
	医療機器相談	特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化 国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院における革新的医療機器の開発案件を対象に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の担当者が相談者の所属する臨床研究中核病院に必要に応じて出張して特区事前面談及び特区フォローアップ面談を実施する。
	医薬品相談	新たな医薬品の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者に対する援助(革新的な医薬品の開発迅速化) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）内に、臨床研究中核病院等担当のコーディネーター（拠点担当コーディネーター）を必要に応じて設置し、臨床研究中核病院等における医薬品の研究開発を支援する。

分野	規制改革事項	概要
医療	可搬型PET	可搬型PET装置のMRI室での使用 PET検査薬を用いた可搬型PET装置による撮影を、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で、MRI室において行うことを可能とする。
	臨床試験専用病床 (構造改革特区)	臨床試験専用病床の施設基準の緩和 治験その他の臨床試験であって、健康な者(患者以外の者)を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。
介護	ユニット型指定介護	ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例 国家戦略特別区域内のユニット型指定介護老人福祉施設において、介護ロボットを導入し実証実験を行う場合には、共同生活室について、隣接する2つのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとして、条例において定めることとしても差し支えないこととする。
保育	地域限定保育士	「地域限定保育士」の創設(政令市による当該保育士試験の実施を含む) - 保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。 - 地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。
	地域限定保育士 (実施主体)	多様な主体による地域限定保育士試験の実施 地域限定保育士試験の指定試験機関について、公正、適正かつ確実な試験の実施を担保した上で、株式会社を含む多様な法人を活用可能とする。
	小規模認可保育所 (対象年齢)	小規模認可保育所における対象年齢の拡大 待機児童の多い特区において、現在、原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみの保育等を行うことを可能とする。
	地方裁量型 認可化移行施設	地方裁量型認可化移行施設の設置 「認可化移行施設」を基にして、待機児童が多い都道府県が保育の質の確保・向上を図りつつ、積極的に待機児童解消に取り組めるよう、保育所等への移行を希望する施設や保育士不足のため保育所等としての事業を休止した上でその再開を目指し、認可外保育施設として事業を継続する施設について、所要の講習・研修を経た保育従事者を一定割合配置する等、都道府県が自ら定める基準を満たした場合に支援を行うことによる保育の受け皿整備を可能とする。
雇用	雇用条件	雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置 グローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者が、雇用ルール周知徹底と紛争の未然防止を図るための高度な個別相談対応等を行う。
	障がい者雇用	障がい者雇用に係る雇用率算定の特例拡充 障がい者雇用率の通算が可能となる組合について、有限責任事業組合(LLP)を対象に追加することで、特に異業種の中小企業による障がい者雇用を推進する。
	シニア・ハローワーク (構造改革特区)	高齢者等に対する重点的な就職支援 原則55歳以上の高齢者の就職支援を重点的に行う職業相談窓口である「シニア・ハローワーク」の設置を可能とする。
教育	公設民営学校	公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置) グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。
	獣医学部	獣医学部の新設 「国家戦略特区における追加の規制改革事項について(平成28年11月9日国家戦略特別区域諮問会議決定)」に従い、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応するための獣医学部を、一校に限り特例的に設置認可の対象と出来る。

国家戦略特区特例措置一覧

(令和2年10月末時点)

分野	規制改革事項	概要
農林水産業	農業委員会	農業委員会と市町村の事務分担 農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能化。
	企業農地取得	企業による農地取得の特例 喫緊の課題である担い手不足や耕作放棄地等の解消を図ろうとする国家戦略特区において、農地を取得して農業経営を行うとする「農地所有適格法人以外の法人」について、地方自治体を通じた農地の取得や不適正な利用の際の当該自治体への移転など、一定の要件を満たす場合には、農地の取得を認める特例を、今後5年間の時限措置として設ける。
	国有林野(面積)	国有林野の貸付面積の拡大 国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積（現行5ha）を拡大。
	国有林野(貸付対象)	国有林野の貸付等に関する対象者の拡大 国家戦略特区において民有林と国有林を一体的に活用する場合、地元市町村在住者に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を追加する。
	特産酒類(焼酎等) (構造改革特区)	単式蒸留焼酎等の製造免許要件の緩和 地域の特産物を原料とした「単式蒸留焼酎」又は「原料用アルコール」を少量からでも製造可能とすることにより、「焼酎特区」による地方創生を推進するため、一定の要件の下、これらの酒類に係る製造免許には、最低製造数量基準を適用しないこととする。
	保安林解除	保安林の指定の解除手続期間の短縮(用地事情要件の一部適用除外、確定告示の前倒し) 都道府県が新たに製造場を整備する際、その用地に保安林が含まれている場合、当該用地が既存事業の主たる区域に隣接していることや指定を解除する保安林の機能に代替する措置が確実に講じられると認められることなど一定の要件を備えている場合には、保安林の指定の解除手続の特例を講じ期間の短縮を実現する。
近未来実証・サンドボックス	特定実験試験局	電波に係る免許発給までの手続きを大幅に短縮 電波を使用した実験に係る簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」について、特区内では、区域会議の下で、更に円滑な調整を可能にし、免許の申請から発給についても原則「即日」で行う。
	近未来技術実証 ワンストップ	自動走行や小型無人機等の実証実験を促進するための近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置 自動走行やドローン(小型無人機)等の「近未来技術」の実証実験等を行うものに対する、関係法令の規定に基づく手続きに関する情報の提供、相談、助言、その他の援助を行う。
	地域限定型 規制のサンドボックス	地域限定型 規制のサンドボックス制度による自動車の自動運転や無人航空機（ドローン）等の迅速・円滑な実証実験 自動車の自動運転、無人航空機（ドローン）、これらに関連する電波利用などの高度で革新的な近未来技術に関連する実証実験において、国・自治体・事業者の三者が一体となって区域計画を作成し、認定を受けることで、実証実験に関する各省庁の規制法令の許可等を受けたものとみなすことなどとする特例措置を講じる。

全国展開した特例措置一覧

(令和2年10月末時点)

規制改革事項	概要
コンセッション	コンセッション事業者が指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例 利用料金は条例で定める料金の範囲であるなど一定の要件を満たした場合、地方公共団体への届出制とする。また、地方公共団体が指定管理者の基準などについて条例で特別な定めを定めた場合、議会の議決に変わって事後報告とする。
汚染土壌	汚染土壌搬出時認定調査の調査対象項目を限定 要措置区域等(自然由来特例区域内を含む)から区域外へ土壌を搬出する際に行う認定調査の調査対象項目は、原則区域指定対象物質に限る。
随意契約	地方公共団体による新規性等のあるサービスに係る随意契約要件の緩和 創業期の企業を支援するため、地方公共団体が締結する契約については、新規性等のある物品に加え、役務に対しても、当該役務の新規性等を確認する措置を担保した上で、随意契約によることを可能とする。
留学生就職支援	卒業後の就職活動期間の延長 大学等を卒業した留学生が、地方公共団体が実施する留学生就職支援事業に参加する場合、就職活動のための在留を、現行の1年間から、最長で2年間認める。
職業訓練	公共職業能力開発施設等における外国人留学生等に対する訓練実施手続の明確化 公共職業能力開発施設等で外国人留学生等に対して訓練を実施する場合の、修了証書の交付等に関する手続を明確にする。
日本の食文化の海外普及のための人材育成	日本の食文化海外普及人材育成事業(旧:日本料理海外普及人材育成事業)の拡充 「日本料理海外普及人材育成事業」を拡充し、名称を「日本の食文化海外普及人材育成事業」と改めるとともに、調理又は製菓の科目を専攻して専修学校の専門課程を修了する等した留学生が就職できる業務の幅を拡充。
外国人ダイビングインストラクター	「外国人ダイビングインストラクターの活躍促進」に向けた申請プロセスの明確化 海外の潜水に関する資格を有する者が、国内でダイビングインストラクターとして就労する際に必要となる潜水士免許を、日本語の試験によらず、潜水士免許を取得する申請プロセスを明確にした。
起業外国人材	外国人留学生の「外国人起業活動促進事業」の活用に係る明確化 - 大学等に在学中の外国人であっても、当該事業に基づき地方自治体から起業準備活動計画の確認を受けた場合において、起業活動が主たる活動となるなど所定の要件を満たす限り、在留資格「留学」から「特定活動」への在留資格変更を可能とする。 - 当該事業に基づく在留資格「特定活動」で在留中の外国人が、当該在留資格に該当する活動のほか、大学等での収入を伴わない活動を行うことを可能とする。
旅館業(消防法)	民泊に係る消防用設備等の基準に関する適用除外条件の明確化 - 共同住宅の一部を民泊として活用する場合に、消防法施行令第32条に基づく特例を適用して民泊が存しない階における誘導灯の設置を免除できる条件を明示。 - 平成17年総務省令第40号の適用を受けて共同住宅用自動火災報知設備などの設備が設置されている共同住宅につき、通常用いられる消防用設備等に切り替えることなく、当該住宅の一部を民泊に活用できる条件を明示。
古民家(旅館)	古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外 地方自治体の条例に基づき選定される歴史的建築物について、施設基準の適用を一部除外し、ビデオカメラが設置され、緊急時の対応の体制が整備されている場合はフロント無しで認める。
古民家(建築)	古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外 地方公共団体が、あらかじめ建築審査会の同意を得て建築基準法を適用除外とするための包括的な同意基準を定めた場合、専門の委員会等により同意基準に適合すると認められた歴史的建築物については、建築審査会の個別の審査を経ずに建築基準法の適用除外とすることが可能。
古民家(消防)	古民家等の歴史建築物の活用のための消防用設備等の基準の適用除外事例の情報共有 消防長又は消防署長が令第32条に定める消防用設備等の基準の適用除外に該当するかどうかの判断をより円滑に行えるよう、積極的に関連する事例を情報共有するとともに、各地域からの相談を受け付ける仕組みを構築する。
ホテルシップ	旅客室を有する船舶を活用した宿泊施設における無窓の客室の取り扱いについて イベント期間に限定して、一定の条件の下、窓の無い客室を有する船舶でも宿泊させる営業を可能とする。
臨床修練	臨床修練制度の拡充 教授・臨床研究を目的として来日する外国医師について、当該外国医師や受入病院が一定の要件を満たす場合には、診療を行うことを容認する。さらに、臨床修練制度の有効期間は最長2年間であるが、一定の場合には更新を認める。また、受入病院や指導医に関する手続の簡素化・要件の緩和を行う。

全国展開した特例措置一覧

(令和2年10月末時点)

規制改革事項		概要
全国措置	遠隔診療	遠隔診療に係る要件の明確化 「遠隔診療通知」(平成9年厚生省健康政策局長通知)の内容について、①対面診療を行うことが困難である場合として「離島、へき地の患者」を挙げていることは例示であること、②遠隔診療の対象及び内容を示していることは例示であること、3直接の対面診療に代替し得る程度に、患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合においては、初診及び急性期の疾患に対しても遠隔診療をなし得ることについて明確化。
	在宅医療(16kmルール)	在宅医療に係る保険適用の柔軟化 例えば訪問型病児保育と併せて行う往診・訪問診療など、子供に対する往診・訪問診療であって対応できる医療機関の確保が困難なものについては、医療機関と患者の所在地との距離が16キロメートルを超える場合であっても保険給付の対象となることを明確化する。
	予防医療ビジネス	予防医療ビジネスの推進 - 医療機関ではない検体測定室における利用者自身による一連の採血行為について、看護師等が利用者に対し、医行為に該当しないものとして介助することができる部分を明確化する。 - 医療機関の開設許可において、複合ビル内等で複数階にまたがる場合等につき、医療機関としての一体性があると認められるための要件を明確化する。
	医療機器品質保証責任者	医療機器製造販売業における品質保証責任者の資格要件の緩和 第二種及び第三種医療機器製造販売業並びに体外診断用医薬品製造販売業に係る国内品質業務運営責任者の従事経験として認めうる業務の範囲について、ISO9001又はISO13485の認証を受けた事業者等(製品の製造販売又は製造を行うものに限る)の事業所における管理責任者その他の品質マネジメントシステムの継続的改善又は維持に関する業務経験も認める。
	研究施設間での麻薬譲渡	麻薬研究施設の設置者間における麻薬譲渡に係る許可発出手続きの迅速化について 複数の企業が参画した創薬等の共同研究のため複数回の麻薬の譲渡が予定されている場合、初回の譲渡許可申請において、共同研究全体に係る計画書が提出され、複数回それぞれの譲渡の必要性等が説明されることを前提として、厚生労働省において2回目以降の譲渡許可をそれぞれの申請後迅速に行うこととし、手続きを明確化。
	iPS等	iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁 採取した血液を原料として製造できる物は血液製剤等に限定されているが、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造することを可能化。
	都市公園保育所	都市公園内における保育所等設置の解禁 保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。
	小規模認可保育所	小規模認可保育所に対するバリアフリー法の適合免除の明確化 自治体がバリアフリー法の規定に基づき、条例により、保育所等を同法の基準の適合対象にしようとする場合に、共同住宅の用途変更により設置しようとする小規模認可保育所については、同基準を満たさなくてもよい旨を自治体が明確化できるよう、同法の合理的な運用を促すための措置を講じた。
	営業制限地域(保育所設置)	風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する柔軟化 風営法上の営業制限地域の指定に関し、保全対象施設として定める施設を地域の実情に応じて条例等で規定している事例(保育所等を規定していない例)や、保全対象施設の周囲であっても一部の地域を除外する旨条例等で規定している事例を紹介するなどして、営業制限地域の指定等の際には、地域の実情に応じて条例等で柔軟に設定できること等を踏まえて適切に対応するよう都道府県警察に対して指示。
	保育士配置	保育所等における保育士配置の特例 保育所等における保育士配置について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことにより、保育士の数を1名とすることを可能とする。
	保育所整備(採光規定)	保育所の円滑な整備等に向けた採光規定の緩和 都市部における保育所の円滑な整備を後押しするため、既存のオフィスビル等の用途を変更し保育所が設置できるよう、建築基準法の採光のための窓に関する規定を見直す。
	有期雇用	有期雇用の特例 高収入、かつ高度な専門的知識・技術・経験を持つ有期雇用労働者や、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者については、事業主が対象労働者の特性に応じた適切な雇用管理の措置に関する計画について厚生労働大臣の認定を受けた場合、無期転換申込権の発生時期に関する特例を設ける。
	シルバー人材	農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化 労働力の確保が必要な地域において、高齢退職職者の就業機会の確保に資する業種及び職種で、民業圧迫の恐れがないものを都道府県知事が市町村ごとに指定し、シルバー人材センターが、当該業種及び職種に係る週40時間の就業についても、派遣事業及び職業紹介事業を行うことを可能化。

	規制改革事項	概要
全国措置	地方公務員派遣	国立大学法人への地方公務員派遣 地域の産官学連携の活性化を図るため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく国立大学法人への派遣を可能とする
	農業生産法人	農業生産法人6次産業化推進等のための要件緩和 農地所有適格法人の役員要件について、その法人の行う農業に必要な農作業に従事する役員又は重要な農業生産法人使用人(農場長等)が1人いればよいこととする。なお、議決権・構成員要件については、農業関係者の議決権が総議決権の2分の1以上であればよいこととともに、法人と継続的取引関係がない者も構成員となることを可能化。
	信用保証(農業)	農業への信用保証制度の適用 農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達出来るようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。
	インターネット酒類販売	通信販売酒類小売業に係る販売酒類の要件緩和 地方の特産品等を原料として、委託により製造された酒類については、受託製造者において前年度の出荷数量が3,000キロリットル以上の品目があっても、インターネットによる通信販売を可能とする。
	有害鳥獣捕獲許可	有害鳥獣捕獲許可権限の市町村への移管 兵庫県の「第11次鳥獣保護管理事業計画」の有害鳥獣捕獲許可基準の許可期間を「原則3ヵ月」から「必要かつ適切な期間」等と変更し、実質的に養父市が被害対策の期間を1年間とすることが可能となった。
	中山間地域等補助金	中山間地域等直接支払交付金の返還免除 中山間地域等直接支払制度に係る協定期間内の農地転用等については、地域再生法に基づく6次産業化などの農業振興や地域振興に資する用途への転用等については補助金の返還を免除する。
	農地中間管理	農地中間管理事業に関する事務手続の円滑化 - 農地中間管理機構は、市町村から機構に対して農用地利用配分計画書の作成事務を行いたい旨の要望があった場合、当該市町村に計画書の作成を依頼し、当該計画書が適切なものになるよう助言する。 - 農用地利用配分計画の事務手続については、管内市町村・農業委員会と十分連携の上、短縮化に努める。
	補助財産	農林水産省における補助対象財産の処分に係る承認事例の明確化 近年の急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等、「社会経済情勢の変化への対応」とした補助事業者の責に帰さない情勢変化に起因して、補助金等の交付の目的に沿った使用が困難になり、かつ現状のままでは補助対象財産の維持が困難となった場合における財産処分を承認した事例を類型化。
	農地交換分合	農地集約化促進のための交換分合事業に係る基準緩和 農地の集約化を促進する観点から、交換分合実施に係る交付金の交付要件(農用地面積がおおむね5ha以上、集団化率がおおむね40%以上、移動率おおむね20%以上)を緩和し、交換分合による移動率(10%以上を目標)を満たせば良いことに見直し。
	漁業生産組合	漁業生産組合の設立要件の緩和 漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、浜の活性化に資するため、漁業生産組合の設立要件(現行7人以上)を緩和。
	農薬散布	ドローンによる農薬散布時の手続き要件の明確化 登録農薬を従来と同じ濃度等でドローン等でも使用する際、登録申請時のデータ提出が不要であることを明確化する。
	農家レストラン	農家レストランの農用地区域内設置の容認 農業者が自己の生産する農畜産物に加え同一市町村内又は農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する場合は、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能化。
	巡回供給(ミルクラン)	外航船舶への外貨船用品(燃料)の巡回供給(ミルクラン)の実現 外航船舶に対する燃料の積込みについて、従来、燃料供給船から特定の外航船舶(1隻)に対して、同一開港内で、一定期間内(最長1ヶ月)に限る取扱いとされていたところ、特定の複数の外航船舶に対して、複数の開港で、一定期間内(最長6ヶ月)に行うことを可能とする。
	地方独立行政法人の出資	試験研究を行う地方独立行政法人の出資業務の規制緩和 試験研究を行う地方独立行政法人が、設立団体の長の認可を受けて成果活用事業者等への出資を行うこと並びに成果活用事業者への支援に伴う株式等の取得及び保有を行うことを可能とする。

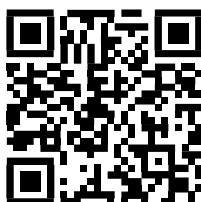


▲ 国家戦略特区制度を紹介する様々な動画を掲載



▲ 最新の記事をSNSで発信中

国家戦略特区ホームページ
トップページ



国家戦略特区は、広く民間事業者や
地方自治体からの提案を、随時募集しています。
皆さんのアイデアをお待ちしております！



ご意見・ご質問などのお問い合わせはこちらへ

国家戦略特区

検索 🔍

内閣府 地方創生推進事務局 国家戦略特区担当

〒100-0014東京都千代田区永田町1-11-39永田町合同庁舎
TEL : 03-5510-2465 電子メール : i.kokkatoc@cao.go.jp